

■ ゆとりの道路整備事業

ゆとりの道路整備事業は、安全で良好な市街地の形成と居住環境の改善を図ることを目的として、市街化区域内の市道に限り、建築基準法第 42 条第2項による後退用地を市が買い取り、又は寄付を受けることで、道路の拡幅整備を行うものです。

■ 道路位置指定

建築基準法では、都市計画区域内における建築物の敷地は、原則として道路に2m 以上接しなければならないとされています。(建築基準法第 43 条第1項)

宅地開発などにおいて、道路法や都市計画法等によらず、道路を築造する場合には、建築基準法第 42 条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けることができます。

■ 建築物防災週間

建築物防災週間は、広く建築物に関する防災知識の普及に努め、防災関係法令及び制度の周知徹底を図ることにより、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和 35 年から全国的に行われているものです。

毎年、春と秋に防災週間が設けられその期間に消防署と連携を図りながら、防災査察を行っています。

■ 建築協定

建築協定は、居住環境や商店街の利便性等を高めるため、その区域における建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠、設備に関する基準について、きめ細かく設けることにより、地域の環境や個性に応じたまちづくりが行える制度です。

いわき市においては、昭和 56 年にいわき市建築協定条例を制定し、同年から建築協定を締結することができるようになりました。

■ 建築審査会

建築審査会は、建築基準法第 78 条第1項の規定により、建築主事を置く都道府県や市町村に設置されるもので、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し、すぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し、公正な判断をすることができる方の中から、委員を任命することとされています。

いわき市においては、いわき市建築審査会条例に基づき、昭和 46 年4月1日から建築審査会を設置しており、7名の委員で構成されています。

建築審査会の職務としては、主に次の3点が挙げられます。

- ① 特定行政庁の許可等に対する同意
- ② 行政処分又はこれに係る不作為に対する不服申し立てについての審理、裁決等
- ③ 法令施行についての建議

■ 人にやさしいまちづくり条例

この条例は、人にやさしいまちづくりの基本的な考え方や、事業者などの役割を示すことにより、人にやさしいまちづくりに必要な施策の推進を図り、高齢者、障害者をはじめとする全ての人が安全で快適に暮らすことのできる社会をつくることを目的とし、平成7年3月に福島県により制定されたものです。

この条例の制定により、病院、ホテル、理美容院、薬局、飲食店等の不特定かつ多数の方が利用する施設で、一定の規模を超えるものについては、新築、増築又は改築等を行う場合、工事に着手する30日前までにその計画を知事に届け出なければなりません。

福島県では、この条例に適合した建物に「福島県やさしさマーク」を交付しており、令和5年度はいわき市内の施設への交付はありませんでした。

また、いわき市においても『いわき市福祉のまちづくり整備指針』を定めています。

■ 都市の低炭素化の促進に関する法律

「都市の低炭素化の促進に関する法律」は、低炭素建築物の普及の促進のための措置等により、都市の低炭素化の促進を図り、都市の健全な発展に寄与することを目的として、平成24年12月4日に施行されました。

この法律では、低炭素建築物の普及の促進のため、建築物のエネルギーの使用の効率性等の性能が建築物エネルギー消費性能基準等の基準に適合する低炭素建築物新築等計画を策定し、その計画を所管行政庁（いわき市）が認定することにより、建築物に関する容積率の特例を受けることができます。

■ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」は、建築物の省エネ性能の向上を図ることを目的として、平成28年4月1日に施行されました。

この法律では、省エネ基準への適合義務等の規制措置に加え、省エネルギー性能の優れた建築物に関する容積率の緩和や省エネ性能の表示制度などの誘導措置が講じられています。